

- b) 住民票の写し（開示等の求めをする日の前 30 日以内に作成されたもの）
- c) 代理人が弁護士の場合は、登録番号のわかる書類

==== 以下 弊社使用欄 =====

回答できない理由

(1)3.4.4.1 のただし書きに相当

- a) 当該個人データの存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及びおそれのあるもの
 - b) 当該個人データの存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
 - c) 当該個人データの存否が明らかになることによって、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれのあるもの
 - d) 当該個人データの存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及びおそれのあるもの
- 組織は、保有個人データに該当しないが、本人から求められる利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止など全てに応じることができる権限を有する個人情報についても、保有個人データと同様に取り扱わなければならない。

(2)3.4.4.3

すでに、開示対象個人情報の利用目的を公表している。

<http://www.sioya.co.jp/>

(3) 3.4.4.4

- a) 利用目的を本人に通知するか、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 利用目的を本人に通知するか、又は公表することによって当社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- c) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- d) 開示対象個人情報の利用目的を公表しており、利用目的が明らかであると認められる場合

(3) 3.4.4.5

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当該組織の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- c) 法令に違反する場合
- d) 法令の規定によって特別の手続が定められている場合

④3.4.4.6 において、訂正、追加又は削除を行わない場合

利用目的からみて訂正等が必要ではない場合（評価等に関する情報など）

④3.4.4.7 のただし書きに相当

- a) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- b) 当該組織の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- c) 法令に違反することとなる場合

手数料を金融機関からお振込される場合の口座：

別途指定

※ 振込手数料はご本人負担でお願いします。

以上